

令和4年2月4日

第40回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

2月4日（金）、青森市内では、2846例目から3011例目となる新型コロナウイルス感染症患者が166例発生し、新たなクラスターが1件発生したことを踏まえ、オミクロン株の感染力の強さを念頭におきつつ重点的疫学調査を実施し、感染拡大防止を図ることを指示します。

また、2月1日（火）青森県に対し「まん延防止等重点措置」の対象区域に青森市の追加を要請したことについては、本日青森県より「県内の感染状況等を総合的に判断し、現時点において、まん延防止等重点措置の弘前市以外への拡大を見送ること」とされたことを踏まえ、既に対象区域に認定された弘前市の感染防止対策に準じ、以下のとおり指示します。

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛することや、不要不急の都道府県をまたぐ移動を極力控えること、飲食店等を利用する際は同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内とすることや、在宅勤務（テレワーク）を促進し体調不良の時は無理せず休暇を取得することを呼び掛けること。
- 保育士の応援派遣や、保育所等の感染防止に要する経費など、職員の感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な支援を行うこと。
- 小・中学校における対応として、受験期にあたる中学3年生を除き、原則各学校、学年単位での分散登校を実施すること。

今般、「まん延防止等重点措置」の要請について、青森市を対象区域に加えることを見送るとの見解が示されたところですが、非常に強い感染力を持つオミクロン株の感染状況は日々変化しており、感染拡大に繋がる懸念が見込まれる場合には、躊躇なく対策を実施する認識が示されたことから、本市において更なる感染対策を実施した上で、引き続き青森県と協議を継続してまいります。